

## 東日暮里保育園の移転と民設民営化に係る説明会 次第

日時：平成29年9月4日（月）  
午後5時30分から午後6時30分まで  
平成29年9月8日（金）  
午後6時15分から午後7時15分まで  
場所：東日暮里保育園 遊戯室

- 1 開会
- 2 出席職員紹介
- 3 子育て支援部長挨拶
- 4 ご要望等に対する区からの説明
- 5 事業者公募スケジュール
- 6 質疑応答
- 7 閉会

メモ欄

--

## 東日暮里保育園の移転・民設民営化の公募項目についてのご要望等に対する回答

## 1. 要望事項に対する回答

No.	要望No.	分類	要望・意見等	回答
1	1-1	整備 (新施設について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭を移転前の面積よりも大きなものにして欲しい。</li> <li>・園庭を地面に設置して欲しい。</li> </ul>	<p>現在の東日暮里保育園において実際に利用できる園庭面積は、約 292 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>公募にあたっては、認可基準の約 383 m<sup>2</sup>を地面で設置することを公募条件とすることで、今より広く確保できると見込んでおります。</p>
2	1-2		現在の東日暮里保育園よりも大きなプールを設置して欲しい。	<p>プールの設置についても公募要項案に記載することとします。</p> <p>ただし、近年はプールを屋上に設置する園が多く、園庭面積を地面で確保することから、プールを屋上に設置するという提案が出ることも想定されます。</p>
3	1-3		園庭に砂場を設置して欲しい。	<p>砂場の設置についても公募要項案に記載することとします。</p> <p>ただし、砂場については、園庭面積に含むものとします。</p>
4	1-4		屋内遊戯場を移転前の面積よりも大きなものにして欲しい。	現在と同程度の面積を確保するよう公募要項案に記載することとします。
5	2-1	質・職員 (保育士・園長の経験年数について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区立保育園の保育士の経験年数と同等のものにすること。</li> <li>・職員構成は、荒川区立保育園の職員構成に準ずること。</li> </ul>	<p>事業者の選定にあたっては、そこで働く保育士のキャリアがベテランから中堅、若手がバランスよく配置され、継続してその事業者内で勤務していることが最も重要な要素の一つであると考えております。</p> <p>公募要項案には、次のとおり記載することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士は、各クラス担当保育士のうち、1名(クラスリーダー)は保育実務経験3年以上</li> <li>・主任は、保育実務経験7年以上</li> <li>・園長は、保育実務経験7年以上かつ他園での園長経験1年以上</li> </ul>
6	2-2		園長の主任以上の経験年数に縛りをつけること。	

No.	要望No.	分類	要望・意見等	回答
7	3-1	質・職員 (保育士の 配置基準に ついて)	荒川区で定められた配置基準よりも高い基準を望む。	国の基準よりも手厚い区の配置基準を遵守するよう公募要項案に記載することとします。
8	3-2		看護師の常勤配置を望む。	看護師又は保健師を常勤配置するよう公募要項案に記載することとします。
9	3-3		保健室(個室)の配置を望む。	静養スペースは、職員のいる事務室内に設置することが一般的であるため、保健室を個室で設置することについて、公募要項案へ記載することは予定しておりません。
10	3-4		栄養士の常勤配置を望む。	給食の提供体制について、公募要項案において提案を受けることとしております。
11	4-1	質・職員 (保育士の 待遇につい て)	勤務体制や給与面で保育士の待遇を早急に向上させることを強く望む。	保育士の処遇改善策として、国の公定価格の処遇改善とあわせ、27年度から東京都の保育士等キャリアアップ補助事業を活用して月額約3万円の賃金改善を図るなど、積極的に取り組んできました。さらに、29年度には、全ての保育士を対象に月額約6千円の賃金改善のほか、技能・経験を積んだ保育士について月額約4万円のさらなる改善を行うことに加え、都においても、月額約2万1千円のキャリアアップ補助の上乗せ補助を行うこととしております。 また、区においても、28年4月から、保育士等の宿舍を借り上げた際に要した費用の一部を補助する事業を実施しているほか、29年度の新たな取組みとして、荒川方式の保育士への奨学金制度を創設し、区内の私立保育園等に勤務する常勤保育士を対象に、奨学金の返済支援等を行ってまいります。
12	4-2		民設民営化で、保育士の待遇が悪化することはあってはならない。	
13	4-3		保育士待遇などの改善は早急に検討と前回の説明会(3月)にあったので、今回の説明会で具体的に示してほしい。	
14	5-1	選定 (社会福祉法人について)	応募する社会福祉法人には、これまで運営する保育園で起きた事件・事故だけでなく、事件・事故につながりかねなかったミス等についても詳細に説明した書類を提出させ、これを区で精査したうえで選考にかけて欲しい。	危機管理の対応について、公募要項案において提案を受けることとしております。

No.	要望No.	分類	要望・意見等	回答
15	5-2	選定 (社会福祉法人について) (続き)	社会福祉法人として他の園を運営した経験が豊富な事業者にすること(すくなくとも3年以上)	東京都又は近接県で0歳児から5歳児までの保育を実施している認可保育園を運営している社会福祉法人を対象に公募する予定です。
16	6-1	運営 (新しい保育園への業務の引継ぎについて)	荒川区立南千住保育園の設立のときと同様の業務の引継ぎ内容を求める。	南千住保育園では、22年度に建替えた際に定員拡大をしました。その際、不足する保育士等を事業者から派遣で受け入れた経緯があります。 南千住保育園、町屋保育園共に円滑な引継ぎが行えたことから、東日暮里保育園においても園と事業者を中心に円滑な引継ぎについて協議してまいります。

2. 各意見に対する回答

No.	分類	要望・意見等	回答
1	整備 (新施設について)	<p>・子どもは戸外遊びを通して得るもの(虫や草花等の自然との関わり、発見や解放感等)がたくさんあるが、屋上設置では気軽に行くことが困難である。幼児クラスが植物や野菜を育てる経験をするが、毎日の水やりはわざわざ屋上まで行かなくてはいけなくなるし、植物が育っていく様子を間近で見ることが出来ない。</p> <p>・屋上設置では他クラスの保育士の目が行き届かない。地面の園庭なら1階にあるクラスから見えるため、他クラスとの交流や触れ合いができるし、園長も見守ることができる。また、乳児は屋上に上がるだけで人手が必要となり、保育士の体制が十分に整っていないとなかなか行くことが難しい。</p>	1のNo.1 参照
2		<p>三河島駅前のポポラー東京東日暮里園にはプールがなく、東日暮里保育園のプールを借りていると聞きました。ポポラーの子供たちのようにプール行き帰りのために、交通量の多い道路を頻繁に大人で通うことは危険を伴います。子供の安全を確保するためには、やはり園にプールの設置が必要です。子供たちもとても楽しみにしています。</p>	1のNo.2 参照
3		<p>もともとの設置が組み立て式で、自園のプールがある事を希望します。もともとの設置で園庭スペースが狭くなるのであれば組み立て式で良いので、現在の東日暮里保育園よりもより大きなプールを設置できるスペースのある園庭の広さを確保して欲しいです。</p>	
4		<p>子供たちは砂、泥遊びを通して様々な成長をします。砂、泥は可塑性が高く乳幼児の伸び伸びした発達には不可欠です。公園の砂場では衛生面に心配がある。保育園で思い切り砂、泥遊びを経験して育てて欲しい。屋上の園庭では砂場の設置は無理です。</p>	1のNo.3 参照
5	質・職員 (保育士・園長の経験年数について)	<p>例えば、0・1・2歳児各クラスで3年以上の保育士1名、他3年未満というのは不安です。各クラスのリーダーの保育士(0~5歳児までであるので6人)は実務経験5年以上。そのうち主任にあたる人(乳児、幼児各1名)は実務経験7年以上。</p>	1のNo.5,6 参照

No.	分類	要望・意見等	回答
6	質・職員 (保育士・園長の経験年数について) (続き)	保育士の経験年数は少なくとも6年以上を、各クラスに1名配置を希望します。合わせて勤続年数もその福祉法人に4年以上が望ましいです。やはりバランスの良い配置と経験の浅い方だけの構成や勤続年数により運営状態もわかるためです。	1のNo.5,6参照
7		「町屋1丁目地区私立認可保育所」(平成25年)の公募項目では、「園長は主任以上の経験を有する者とする」とあるが、「園長は主任以上の経験を有する者とする」と主任以上の経験を1年有する者」と年数に縛りをかけるべきである。	1のNo.5,6参照
8		・園長は15年以上かつ他園で園長経験がある人が望ましい。 ・保育士要件について園長は他園にて1年以上の園長経験があることが望ましいです(募集要件では主任以上経験となっていますが、園長としての経験を望みます)	1のNo.5,6参照
9	質・職員 (保育士の配置基準について)	配置定数ギリギリでは運営は困難である。例えば子ども18人、保育士3人の2歳児クラスがあるとする。2歳児の保育士の設置基準は保育士1人に対し子ども6人の為基準は満たしているが、保育園は早番から延長番まで当番があるため、クラスの保育士の1人が延長番だと、その保育士が出勤するまでクラス保育士は2人になってしまう。早番職員が帰った後も同様。どの時間帯も保育士がしっかり足りるだけの人員を確保してください。(バイトで補うのは不可です。正規保育士でないと休みを取れなかったり職員の1人あたりの事務仕事が膨大な量になったりするためです。そうすると又離職率は高くなり、悪循環です)	保育士の配置基準とは、11時間の保育時間中の各時間帯にいる子どもの数に対して適用されるため、当番制か否かに関わらず、各時間帯に必要な人員を配置することとなっております。
10		・保育士の配置基準は守られると思いますが、途中で退職したり、非常勤で保育士を採用したりするケースが良くありますので、保育士の労働条件を良くし、正規職員で子どもたちの保育をしてください。 ・法定人員を常駐の職員にてカバーできることを望みます。	基準配置職員については、常勤職員を配置するよう公募要項案に記載することとします。

No.	分類	要望・意見等	回答
11	質・職員 (保育士の配置 基準について) (続き)	全員が年に1回以上、区または他業者による保育資質向上のための教育を受講し、記録することを要望します。	保育所保育指針において、質の高い保育を展開するために専門性の向上に努めなければならないとされており、区でも最低年2回の研修を開催しております。事業者から職員の資質向上のための取組について、公募要項案において提案を受けることとしております。
12		保育士の配置基準については、初年度運営開始当初は荒川区で定められた配置基準よりも高い基準が望ましいです。具体的には、年少以上はひとクラス20人につき2人以上を望みます。	1のNo.7参照
13		看護師も、常勤にて配置希望します。	1のNo.8参照
14		急病の子供が療養できる個室の保健室を設置して欲しいです。	1のNo.9参照
15		栄養士も、常勤にて配置希望します。	1のNo.10参照
16		保育士の有資格者が1人だけでクラス全体をみたり、散歩に連れていくことはあってはなりません。なぜなら、移転の初年度は子供達の不安と突発的な対応が求められる事が多くあると予想されるためです。	1人の保育士のみで園外保育を行うことはどの保育園においてもありません。子どもの主体的な活動を大切にしつつ、園内外の安全や環境への配慮などについて、区としても必要な指導を行っていくこととします。
17	質・職員 (保育士の待遇 について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有給や一日に休みを取れる人数の確保してください。</li> <li>・残業について。保育園は一日中子ども達がいるため、ほぼ毎日残業しないと記録や計画の作成、制作や行事準備、クラス環境整備等終わりません。サービス残業や残業代についての考え、体制がしっかりしている事業者を希望します。</li> <li>・産育休の際の代替え職員を正規職員で確保出来るようにして下さい。</li> <li>・保育士の勤務管理ですが、シフト制や時間固定などのある勤務体系を取り入れている法人希望です。保育士が早番や、遅番にいないとか人員不足問題が起こらないよう配慮願います。</li> <li>・保育の質を維持向上するための仕組みを有していること。その仕組みは、文書化され記録に残されていること。仕組みには最低限、人員・安全の基準を含むこと(質の維持のために必須と考えます)。</li> <li>・保育士の離職率は、荒川区の現在の離職率と同程度であること。</li> </ul>	想定される職員体制、長く働ける職場環境整備の考え方、職員の資質向上のための取組について、公募要項案において提案を受けることとしております。
18		保育士等の給与は、荒川区の現在の園長、副園長、保育士の平均給与と同水準であること。	1のNo.11～13参照

No.	分類	要望・意見等	回答
19	運営 (新しい保育園への業務の引継ぎについて)	引き継ぎを兼ねて東日暮里保育園に来ると聞いていますが、短い期間で大丈夫なのかと思っています。もし、その先生が途中で退職されたら、どうするのでしょうか。	事業者とともに、保護者の方の協力も頂きながら、万全の体制で引継ぎを行えるよう努めてまいります。
20		<p>募集要項は「荒川区立南千住保育園指定管理者候補者募集要項」を参考にした方が良い。</p> <p>理由 区立南千住保育園は区が建設をした保育園に指定管理者が入る指定管理者選定、私立町屋保育園は民間が区有地に建設・運営を任せる方式の為(区からの独立性が高くなってしまう)。この要項の違いは、「業務の引継ぎ」が決定的に違います。南千住保育園の場合は指定管理者の法人から職員が区へ派遣されました。開始する前年の4月から保育士6名、調理員1名、看護師1名の、計8名。これは子どもたちの状況をはじめ保護者との関係等の配慮がされ、子どもたちの心の負担の軽減、保護者の安心に配慮していることの、「業務の引継ぎ」です。開始する5か月前からは園長候補者1名、主任候補者1名、3か月前からは保育士14名等、区の予算で用意されていました。「荒川区立南千住保育園指定管理者候補者募集要項」P6参照してみてください。このように丁寧にすることが「業務の引継ぎ」の今回の条件です。</p>	1のNo.16参照
21	運営 (給食(アレルギー対策等)特別支援児保育等の考え方、安全保育(うつぶせ寝等)対策について)	給食業務は法人直営、委託でしょうか。またはその他の運営形態でしょうか。アレルギー対応が必要な子供もあり、この点で業務上のミスは許されません。保育水準の質の維持の観点から、いずれの業務形態が区としては望ましいと考えていますか。	区立保育園は全園給食調理業務を専門業者に委託しております。給食調理専門業者も当然アレルギー対応等には精通しており、業務形態による差異はないと認識しております。
22		給食について、アレルギー対応食及びアレルギーの薬対応、保管についても必ず対応できるように希望します。もし対応できない場合は優先的に希望区立保育園への転園を確約して下さい。	給食のアレルギー対応はどの園でも行うものであり、今回の公募においても給食の提供体制について、公募要項案において提案を受けることとしております。



No.	分類	要望・意見等	回答
23	運営 (給食(アレルギー対策等)特別支援児保育等の考え方、安全保育(うつぶせ寝等)対策について) (続き)	現在、発達障害を抱える子が増えています(ボーダーの子を含む)。適切な支援をする事によってその子が伸びたり、個別に保育してもらおう事でその子が安心して過ごすことが出来たりします。その為、保育士が必要と感じた子には支援員をつける体制をしっかりと整えてください。また療育施設との連携を取れるよう区も協力してください。特別支援児への対応を事業者に聞きたいです。	特別支援児保育に対する考え方について、公募要項案において提案を受けることとしております。 また、支援員については区の審査会において必要と判断した場合は、当該支援員の人件費を補助することとしております。
24	整備 (新施設の建設・管理について)	安全に過ごせることを最優先にした初期設計と維持が必要です。当然ながら、園舎を含む設備の耐震性が十分であることは必須です。	耐震基準を満たしていることが認可の前提条件となっております。
25		・特にコスト低減の目的で安全性が低下するようなことはあってはならないことが保育の仕組みに明記されているべきと考えます。 ・適切なメンテナンスについて定め、危険な状態のものが放置されないよう徹底する(故障した遊具やおもちゃは使用しない、すぐに改修・廃棄するなどを定めて実行する)	施設を適正かつ効率的に管理するための工夫について、公募要項案において提案を受けることとしております。
26		・災害時の対応の明確なフローを定め、定期的に訓練の実施と確認を行う。 ・災害時、不審者侵入時の対応を適切に定め、定期的に確認していること。	危機管理への対応について、公募要項案において提案を受けることとしております。
27	運営 (荒川区による定期的な監査の実施について)	保育の仕組みについて、区が責任を持って確認し、定期的に監査してください。区として初めて契約する法人であれば、最低3年間は毎年1回、実地による仕組みと運用状況の確認をしてほしいです。なお、区の標準的な基準は存じませんので、より頻回の確認が定められている場合はそちらの基準に従うべきと考えます。	区では都の協力も得ながら、指導検査という立入調査を行っており、初めて区内で事業を開始する事業者か否かに関わらず、新設園に対しては、開設後3年は毎年指導検査に入ることとしております。 また、指導検査とは別に新設園に対しては、園長、副園長経験者が日常的に相談に応じ、指導・助言を行うとともに、頻繁に抜き打ちも含めた巡回指導を行っており、新たな園でも同様に対応いたします。
28		区で移設後は何度か視察等行うと言っていたが、抜き打ち視察もぜひしてほしい。(あらかじめ視察日を伝えておくと、園で調整したりしてしまうため)。	抜き打ちによる巡回指導も行っており、新たな園でも同様に対応いたします。
29	運営 (3者懇談会の定期的な開催について)	3者懇談会(区・社会福祉法人・父母会)を受諾業者が決まったら、継続的に開催して下さい。	円滑な引継ぎができるように、事業者決定後、速やかに開催できるよう事業者と協議することとします。

No.	分類	要望・意見等	回答
30	その他 (東日暮里保育園の跡地利用について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の計画の一部が変更され、跡地にふれあい館とともに、東日暮里保育園とは別に新たな保育園を作られると聞いています。この変更の経緯と、なぜ従来の計画を簡単に変わってしまったのか説明して下さい。</li> <li>・新たな保育園は区立、公設民営、民設民営のいずれ運営形態になるのでしょうか。区立になる可能性もあるのでしょうか。</li> </ul>	東日暮里保育園の跡地は当初の計画案では、新・ふれあい館と新・児童遊園を整備することになっておりましたが、直近の待機児童の増加状況を踏まえ、新・児童遊園のスペースを活用し、さらなる待機児童対策として、新たな保育園の整備を検討することとなりました。
31		跡地に再び保育園を作る方針に転換したのであれば、この跡地に新しい東日暮里保育園を区立で作るとするのが自然ではないでしょうか。従来の計画通りに、東日暮里保育園をわざわざ民設民営で移転させる必然はなくなるのではないのでしょうか。むしろ、現在の東日暮里保育園に区立の建物を立て直す一方、北公園に民設民営の新たな保育園を作って、地域全体で待機児童解消に取り組む方が望ましいです。	現在の東日暮里保育園の敷地に東日暮里保育園を建てることは、その期間中の仮園舎が必要となることなどから検討しておりません。
32	その他 (荒川区の「保育事業充実についての区の基本的考え方」の現状について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区の「保育事業充実についての区の基本的考え方」に基づく保育園のネットワーク化など具体的な計画は決まったのか。</li> <li>・計画を始めてから9年間、成果どころか、何もしていないと前回の説明会で説明がありました。短期、中長期などの計画性を示してほしい。</li> </ul>	保育事業研究園の具体的な内容は、現在検討中であり、可能な限り早期にお示ししたいと考えております。
33		全体的に荒川区の保育事業充実という口実で、財政確保の民営化を推し進めている印象。財政確保には反対ではないので、使用用途、基準などの説明が曖昧過ぎる。	保育施設の整備や病児病後児保育事業、保育士を確保するための住居の補助や奨学金制度などに充当していきます。
34		保育士待遇などの改善は早急に検討と前回の説明会(3月)にありましたので、今回の説明会で示してほしい。	1のNo.11~13参照
35	その他 (園庭以外の設備について)	保護者の送迎による必要な駐輪スペースを地域住民の通行を妨げないように敷地内に確保してください。	ピーク時は園庭を使用する可能性もありますが、敷地内に送迎用自転車を停めさせるよう公募要項案に記載することとします。
36		園内に住民保護者が懇談できるスペースを確保してください。	まずは、園庭と保育室等保育に関わる施設の確保を最優先に考えたいと思っております。その上で、事業者から懇談スペース等を設置する提案があった場合は、それも含めて検討いたします。
37		敷地内の樹木はできる限り残すように全体設計をしてください。	近隣住民の方からも同様のご意見を頂いており、今後、住民のご意見等を踏まえて残す木の選定を行ってまいります。

No.	分類	要望・意見等	回答
38	その他 (保護者への説明や意見の反映について)	区は保護者による民設民営化への反対意見についてどう考えているのでしょうか？みんなの意見・思いを無視したまま、「公募要項に対しては話は聞くが、民設民営化以外は受け入れられないです」ということはないでしょうか。保護者説明会を実施して、「アリバイ的に進めていけば良いのだ」と考えているとすれば納得いきません。	保護者や周辺住民の方々からの意見については、可能な限り反映させることで、計画を進めさせていただきたいと考えております。 また、進捗状況については、今後もホームページ等を活用し、情報提供に努めてまいります。
39		地域住民の要望に対する対応は十分な説明を行うとともに、要望に対しては誠実に対応してください。	
40		保護者に対しては当事者なので「民営化情報ニュース」などを発行し、進捗状況が理解できるようにしてください。	
41	その他 (現時点での保護者、周辺住民の賛成・反対の割合について)	例えば、保護者の %以上なら計画の見直し、延期は考えているのか。そもそも判断基準があるのでしょうか。ないのであれば、民設民営化ありき、ではないのでしょうか。	
42	その他 (決定プロセスの明確化について)	仕様の決定プロセスを明らかにして欲しいです。具体的には、公募を実施する前に、決定プロセスを議会へ報告してください。	本計画の方針については、既に議会に報告しております。
43		民営化についてどのような意見があがっており、その意見に対してどのように対応(公募に反映していくのか)どれだけ反映したのか、反映しなかったのはなぜか、を議会へ報告し、チェックを受けて欲しいです。	頂いた要望・意見に対しては、説明会での説明や資料、区のホームページ等において回答させていただいております。本計画の方針については、既に議会に報告しております。
44		また、これまでの意見聴取スケジュールやこれからの予定についても報告し、議会への報告タイミングも明言して欲しいです。	本計画については、全体方針を平成27年12月に議会に報告しております。その際は、具体的な年次が入っておらず、28年夏に決定したスケジュールに従い、各施設の今後の計画について、各所管課において、区議会に報告いたしました。保育園は、庁内関係手続を経て、28年10月26日に公募により選定する社会福祉法人が新しい保育園を整備・運営することを報告しております。
45	その他 (全体について)	大原則として、これまでの説明会等でさまざまな要望と思われるものがあがっていると思います。それは仕様書に反映して欲しいです。もし反映ができない場合は、なぜ反映ができないのかを書面で回答して欲しいです。	これまで頂いたご意見等につきましては、書面にて配布しております。今回、保護者代表者の皆様のご協力により、公募要項に対するご要望をいただいておりますので、改めて公募に反映できるか回答させていただいております。

## 事業者公募スケジュール

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 10月上旬 | 第1回選定委員会<br>(公募要項等の決定)          |
|       | 事業者公募開始                         |
| 10月下旬 | 事業者公募参加申込書締め切り                  |
|       | 公募説明会及び現地見学会                    |
| 11月中旬 | 公募提案書提出締め切り                     |
|       | 公募提案書選定委員発送                     |
| 12月上旬 | 第2回選定委員会<br>(現地視察)              |
| 12月中旬 | 第3回選定委員会<br>(プレゼンテーション&最終審査、決定) |
| 1月中旬  | 決定事業者区議会報告                      |
|       | 決定事業者保護者報告                      |
| 2～3月  | 区・事業者保護者説明会                     |
|       | 区・事業者周辺住民説明会                    |

上記スケジュールは、あくまで予定であり、今後変更することがあります。